

都市計画法に基づく開発許可制度に関する運用基準（該当部分抜粋）

新旧対照表

沖縄県開発審査会提案基準第20号 既存建築物の建替の取扱いについて（運用基準P.205）

新	旧
<p>沖縄県開発審査会提案基準第20号（令和7年2月1日制定） 既存建築物の建替の取扱いについて</p> <p>既存建築物の建替が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 予定建築物が、従前の建築物と用途が異なること。2 申請地が、従前の建築物の敷地内であること。3 従前建築物が、合法的に建築され、かつ、その後適正に利用されているものであること。4 既存建築物が現に存在していること。ただし、建物の老朽化による除却又は災害による滅失等のやむを得ない事情がある場合は、除却又は滅失した日の翌日から起算して1年以内に限りこれを認めるものとする。5 規模、構造、設備等が従前のものに比較して過大でなく、かつ、周辺の土地利用の状況等からみて適切なものであること。	